

# 公 示

指定整備事業者等の行政処分について (株式会社ビーエムホールディングス)	… 2
指定整備事業者等の行政処分について (株式会社ビッグモーター)	… 6
自動車特定整備事業者の行政処分について (株式会社ビッグアセット)	… 9
一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休止の届出について	… 10
一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金(福祉輸送サービス)変更認可申請事案	… 14

# 公 示

道路運送車両法第93条、同法第94条の8第1項及び同法第94条の4第4項の規定に基づき、自動車特定整備事業者、指定自動車整備事業者及び自動車検査員に対し、下記のとおり処分を実施する。

## 記

### 1. 事業者の氏名又は名称

株式会社ビーエムホールディングス

### 2. 事業場の名称、所在地、認証番号及び指定番号

#### (1) ビッグモーター酒々井店

千葉県印旛郡酒々井町飯積2丁目6番1

認証番号 第3-5252号

指定番号 関東指第3-1969号

#### (2) ビッグモーター 前橋店

群馬県前橋市小屋原町595番1

認証番号 第7-3693号

指定番号 関東指第7-975号

### 3. 処分の内容

#### (1) ビッグモーター酒々井店

##### ①自動車特定整備事業の事業の停止命令

停止期間 令和5年10月25日 から  
令和5年12月18日 まで 55日間

##### ②指定自動車整備事業の指定の取消し

取消年月日 令和5年10月25日

##### ③自動車検査員の解任命令

解任年月日 令和5年10月25日

教習修了番号 第56111号

#### (2) ビッグモーター 前橋店

##### ①自動車特定整備事業の事業の停止命令

停止期間 令和5年10月25日 から  
令和5年11月 3日 まで 10日間

##### ②指定自動車整備事業の指定の取消し

取消年月日 令和5年10月25日

### 4. 処分の理由

#### (1) ビッグモーター酒々井店

道路運送車両法第90条、同法第91条第1項、同法第91条の3、同法第

94条の3第1項、同法第94条の5第1項、同法第94条の5第4項、同法第94条の6第1項及び同法第100条第2項の規定違反

(2) ビッグモーター 前橋店

道路運送車両法第91条の3、同法第94条の3第1項、同法第94条の5第1項、同法第94条の6第1項及び同法第100条第2項の規定違反

令和5年10月24日

関東運輸局長 勝山 潔

# 公 示

道路運送車両法第93条、同法第94条の8第1項及び同法第94条の4第4項の規定に基づき、自動車特定整備事業者、指定自動車整備事業者及び自動車検査員に対し、下記のとおり処分を実施する。

## 記

### 1. 事業者の氏名又は名称

株式会社ビーエムホールディングス

### 2. 事業場の名称、所在地、認証番号及び指定番号

#### (1) ビッグモーター 石岡店

茨城県石岡市八軒台18番29号  
認証番号 第5-4323号  
指定番号 関東指第5-1380号

#### (2) ビッグモーターつくば店

茨城県つくば市学園の森3丁目45番地1  
認証番号 第5-4347号  
指定番号 関東指第5-1387号

#### (3) ビッグモーター 栃木店

栃木県栃木市大平町下皆川2102番地6  
認証番号 第6-2890号  
指定番号 関東指第6-933号

### 3. 処分の内容

#### (1) ビッグモーター 石岡店

##### ①自動車特定整備事業の事業の停止命令

停止期間 令和5年10月25日 から  
令和5年11月 8日 まで 15日間

#### (2) ビッグモーターつくば店

##### ①自動車特定整備事業の事業の停止命令

停止期間 令和5年10月25日 から  
令和5年12月 3日 まで 40日間

##### ②保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の交付停止命令

停止期間 令和5年10月25日 から  
令和6年 1月 2日 まで 70日間

##### ③自動車検査員の解任命令

解任年月日 令和5年10月25日  
教習修了番号 第79797号

(3) ビッグモーター 栃木店

①自動車特定整備事業の事業の停止命令

停止期間 令和5年10月25日 から  
令和5年11月 8日 まで 15日間

4. 処分の理由

(1) ビッグモーター 石岡店

道路運送車両法第91条第1項、同法第91条第2項及び同法第91条の3の規定違反

(2) ビッグモーターつくば店

道路運送車両法第91条の3、同法第94条の3第1項、同法第94条の5第1項、同法第94条の5第4項、同法第94条の5第5項、同法第94条の6第1項及び同法第100条第2項の規定違反

(3) ビッグモーター 栃木店

道路運送車両法第78条第1項、同法第91条第1項、同法第91条の3の規定違反

令和5年10月24日

関東運輸局長 勝山 潔

# 公 示

道路運送車両法第93条、同法第94条の8第1項及び同法第94条の4第4項の規定に基づき、自動車特定整備事業者、指定自動車整備事業者及び自動車検査員に対し、下記のとおり処分を実施する。

## 記

### 1. 事業者の氏名又は名称

株式会社ビッグモーター

### 2. 事業場の名称、所在地、認証番号及び指定番号

#### (1) 株式会社ビッグモーター 浦和美園店

埼玉県さいたま市緑区美園三丁目11番地11

認証番号 第4-6448号

指定番号 関東指第4-1891号

#### (2) 株式会社ビッグモーター 熊谷店

埼玉県熊谷市新堀952番地11

認証番号 第4-6612号

指定番号 関東指第4-1931号

#### (3) 株式会社ビッグモーター ひたちなか店

茨城県ひたちなか市新光町30番8

認証番号 第5-4233号

指定番号 関東指第5-1358号

#### (4) 株式会社ビッグモーター 甲府店

山梨県甲府市住吉四丁目3131

認証番号 第8-1424号

指定番号 関東指第8-454号

### 3. 処分の内容

#### (1) 株式会社ビッグモーター 浦和美園店

##### ①自動車特定整備事業の事業の停止命令

停止期間 令和5年10月25日 から  
令和6年 1月 7日 まで 75日間

##### ②指定自動車整備事業の指定の取消し

取消年月日 令和5年10月25日

##### ③自動車検査員の解任命令

解任年月日 令和5年10月25日

教習修了番号 第39266号

第73563号

(2) 株式会社ビッグモーター 熊谷店

①自動車特定整備事業の事業の停止命令

停止期間 令和5年10月25日 から  
令和6年 1月22日 まで 90日間

②指定自動車整備事業の指定の取消し

取消年月日 令和5年10月25日

③自動車検査員の解任命令

解任年月日 令和5年10月25日  
教習修了番号 第71913号  
九第08191号

(3) 株式会社ビッグモーター ひたちなか店

①自動車特定整備事業の事業の停止命令

停止期間 令和5年10月25日 から  
令和5年11月 8日 まで 15日間

②指定自動車整備事業の指定の取消し

取消年月日 令和5年10月25日

③自動車検査員の解任命令

解任年月日 令和5年10月25日  
教習修了番号 第28855号  
第72402号

(4) 株式会社ビッグモーター 甲府店

①自動車特定整備事業の事業の停止命令

停止期間 令和5年10月25日 から  
令和5年12月 3日 まで 40日間

②指定自動車整備事業の指定の取消し

取消年月日 令和5年10月25日

③自動車検査員の解任命令

解任年月日 令和5年10月25日  
教習修了番号 第81470号  
第85057号

4. 処分の理由

(1) 株式会社ビッグモーター 浦和美園店

道路運送車両法第90条、同法第91条第1項、同法第91条の3、同法第94条の3第1項、同法第94条の5第1項、同法第94条の5第4項、同法第94条の5第5項、同法第94条の6第1項及び同法第100条第2項の規定違反

(2) 株式会社ビッグモーター 熊谷店

道路運送車両法第90条、同法第91条第1項、同法第91条第2項、同法

第91条の3、同法第94条の3第1項、同法第94条の5第1項、同法第94条の5第4項、同法第94条の5第5項、同法第94条の6第1項及び同法第100条第2項の規定違反

(3) 株式会社ビッグモーター ひたちなか店

道路運送車両法第91条第1項、同法第91条の3、同法第94条の3第1項、同法第94条の5第1項、同法第94条の5第4項、同法第94条の5第5項、同法第94条の6第1項及び同法第100条第2項の規定違反

(4) 株式会社ビッグモーター 甲府店

道路運送車両法第91条の3、同法第94条の3第1項、同法第94条の5第1項、同法第94条の5第4項、同法第94条の6第1項及び同法第100条第2項の規定違反

令和5年10月24日

関東運輸局長 勝山 潔



# 公 示

道路運送車両法第93条の規定に基づき、自動車特定整備事業者に対し、下記のとおり処分を実施する。

## 記

1. 事業者の氏名又は名称  
株式会社ビッグアセット

2. 事業場の名称、所在地、認証番号及び指定番号  
株式会社ビッグアセット  
東京都多摩市貝取5丁目3番  
認証番号 第1-11922号

3. 処分の内容

(1) 自動車特定整備事業の事業の停止命令

停止期間 令和5年10月25日 から  
令和5年12月23日 まで 60日間

4. 処分の理由

道路運送車両法第91条第1項、同法第91条の3及び同法第100条第2項  
の規定違反

令和5年10月24日

関東運輸局長 勝山 潔

# 公 示

23C24 号

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休止に関する届出があったので、道路運送法第15条の2第2項及び道路運送法施行規則第15条の6の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和5年10月26日

関東運輸局長 勝山 潔

1. 届出の内容等

事案の件名	一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休止
事案番号	23C24
届出を行った一般乗合旅客自動車運送事業者名	京成バス 株式会社
対象となる路線	<p>事案番号 23C24-1            東京都足立区千住旭町4-12番地先            東京都足立区千住旭町7-21番地先            0.31キロ</p> <p>事案番号 23C24-2            東京都足立区千住旭町7-21番地先            東京都足立区千住東2-21-8地先            0.31キロ</p> <p>事案番号 23C24-3            東京都足立区千住東2-21-8地先            東京都足立区千住曙町1-5番地先            0.31キロ</p> <p>事案番号 23C24-4            東京都足立区千住曙町1-5番地先            東京都足立区千住曙町22-11番地先            0.43キロ</p> <p>事案番号 23C24-5            東京都足立区千住曙町22-11番地先            東京都足立区千住曙町35-1番地先            0.2キロ</p> <p>事案番号 23C24-6            東京都足立区千住曙町35-1番地先            東京都足立区千住曙町35-1番地先            0.08キロ</p> <p>事案番号 23C24-7            東京都足立区千住曙町35-1番地先            東京都足立区千住曙町35-1番地先</p>

	<p>0. 02キ口</p> <p>事案番号 23C24-8 東京都足立区千住曙町41-5番地先 東京都荒川区南千住8-15番地先 0. 32キ口</p> <p>事案番号 23C24-9 東京都荒川区南千住8-15番地先 東京都荒川区南千住8-14番地先 0. 45キ口</p> <p>事案番号 23C24-10 東京都荒川区南千住8-14番地先 東京都荒川区南千住8-11-1地先 0. 25キ口</p> <p>事案番号 23C24-11 東京都足立区千住曙町35-1番地先 東京都足立区千住曙町35-1番地先 0. 04キ口</p>
休止の予定日	令和6年4月1日～令和7年3月31日
休止を必要とする理由	運行回数の減回等により経費削減を図ってきたが、収支状況の改善が見られないため。

## 2. 意見の聴取について

本事案に関して、道路運送法第15条の2第2項の規定による意見の聴取を行いますので、本事案に利害関係を有し、意見の聴取を受けようとする者は、この公示の日から10日以内に、次の①～④の事項を記載した意見聴取申請書を関東運輸局自動車交通部旅客第一課又は東京運輸支局輸送担当まで提出して下さい。（郵送による場合には、期限当日の消印のあるものは有効とします。）

- ① 意見の聴取を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ② 事案の件名及び事案番号
- ③ 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名

④ 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

意見聴取の日時及び場所については、利害関係を有すると認められた者に対して、実施予定日の10日前までに別途通知します。

(参 考)

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休廃止については、道路運送法第15条の2第1項の規定により、実施予定日の6ヵ月前までに届け出ることで実施可能となっています。この意見の聴取は、本事案に係る休止を行った場合における旅客利便の確保についての意見を聴取し、同条第3項及び第4項に基づく休止の実施日の繰り上げが可能かどうかを判断するために行うものです。

意見聴取において届出を行った事業者が繰り上げを希望し、かつ、他の利害関係人から特段の意見のなかった場合などにおいて、旅客の利便を阻害しないと認められるときには、繰り上げを行うことがあります。

# 公 示

## ◎旅客自動車運送事業の運賃及び料金変更認可申請事案

道路運送法施行規則第55条の規定により次のとおり公示する。

なお、本件について意見の聴取の申請をしようとするときは公示の日から10日以内に次に掲げる事項を記載した申請書を当該運輸支局経由関東運輸局長あて提出されたい。

- 1 申請者の氏名又は名称及び住所
- 2 事案の件名及びその番号
- 3 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- 4 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

令和5年10月26日 関東運輸局長 勝山 潔

## ○一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金(福祉輸送サービス)変更認可申請事案

**番号 申請者 事案の概要(1. 申請年月日 2. 運賃適用地域名 3. 申請概要)**

23B28号 小高 弘策

1. 令和5年9月22日
2. 千葉県B地区
3. 運賃及び料金(福祉輸送サービス)変更認可申請の概要

下記の時間制運賃について、加算時間を15分に短縮する。

- |         |      |
|---------|------|
| (ア) 大型車 | 下限運賃 |
| (イ) 普通車 | 下限運賃 |

# 公 示

## ◎旅客自動車運送事業の運賃及び料金変更認可申請事案

道路運送法施行規則第55条の規定により次のとおり公示する。

なお、本件について意見の聴取の申請をしようとするときは公示の日から10日以内に次に掲げる事項を記載した申請書を当該運輸支局経由関東運輸局長あて提出されたい。

- 1 申請者の氏名又は名称及び住所
- 2 事案の件名及びその番号
- 3 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- 4 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

令和5年10月26日 関東運輸局長 勝山 潔

## ○一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金(福祉輸送サービス)変更認可申請事案

**番号 申請者 事案の概要(1. 申請年月日 2. 運賃適用地域名 3. 申請概要)**

23B29号 株式会社 ほほえみ介護

1. 令和5年10月2日
2. 栃木県地区
3. 運賃及び料金(福祉輸送サービス)変更認可申請の概要

下記の時間制運賃について、初乗・加算時間を15分に短縮する。

(ア) 普通車                      B運賃